3　2(b)の規定にかかわらず、「ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンプヤーンであるかないかを問わない。）」を含む産品については、許容限度の最大限の割合は、二十パーセントとする。ただし、その他の非原産である基本的な紡織用繊維については、十パーセントを超えてはならない。

4　2(b)の規定にかかわらず、「アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムの芯（アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。）から成るストリップであって、幅が五ミリメートル以下のもののうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの間に挟まれたもの」を含む産品については、許容限度の最大限の割合は、三十パーセントとする。ただし、その他の非原産である基本的な紡織用繊維については、十パーセントを超えてはならない。

5　第五一・〇六項から第五一・一〇項まで及び第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品については、非原産である人造繊維を天然繊維の紡績の工程において使用することができる。ただし、当該人造繊維の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないことを条件とする。

注釈八　特定の紡織用繊維を用いた産品に適用される他の許容限度

1　附属書三―B表二欄に定める要件を満たさない非原産である紡織用繊維（裏地及び芯地を除く。）については、紡織用繊維を用いた産品の製造に当たり、同附属書においてこの注釈に言及する場合には、使用することができる。ただし、当該非原産である紡織用繊維が当該産品の項以外の項に分類されること及び当該非原産である紡織用繊維の価額が当該産品のＥＸＷ又はＦＯＢの八パーセントを超えないことを条件とする。

2　第五〇類から第六三類までの各類に分類されない非原産材料（紡織用繊維を含むかどうかを問わない。）については、第六一類から第六三類までの各類に分類される紡織用繊維を用いた産品の生産において、制限を受けることなく使用することができる。

例えば、附属書三―Bに定める要件が特定の繊維の物品（ズボン等）について糸を使用しなければならないことを規定する場合には、当該要件は、金属製の物品が第五〇類から第六三類までの各類に分類されないことから、非原産である金属製の物品（ボタン等）の使用を妨げるものではない。当該要件は、同様の理由により、スライドファスナーが通常紡織用繊維を含んでいるとしても、非原産であるスライドファスナーの使用を妨げるものではない。

3　附属書三―Ｂに定める要件が非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）から成る場合には、非原産材料の価額の算出に当たっては、第五〇類から第六三類までの各類に分類されない非原産材料の価額を考慮する。

附属書三―Ｂ　品目別原産地規則

一欄	二欄
統一システムに基づく分類 （二千十七年に改正された統一システム）（特定の品名の記載を含む。）	品目別原産地規則
第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品	
第一類　動物（生きているものに限る。）	
○一・○一―○一・○六	第一類の全ての動物が締約国において完全に得られるものであること。
第二類　肉及び食用のくず肉	
○二・○一―○二・一○	生産において使用される第一類及び第二類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	
大西洋くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	全ての大西洋くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）が締約国において完全に得られるものであること又は 大西洋くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）が、締約国において少なくとも三箇月間、大西洋くろまぐろ養殖場のいけすで給餌され、及び肥育され、若しくは飼養されることを条件とする生産であること。肥育又は飼養の期間は、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ＩＣＣＡＴ）のくろまぐろ電子漁獲証明書（ｅＢＣＤ）に記録されたいけすに放養した日及び収獲した日に基づいて確定する。
その他の産品	全ての魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物が締約国において完全に得られるものであること。
第四類　酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	
○四・○一―○四・一○	生産において使用される第四類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	
○五・○一―○五・一一	ＣＴＨ
第二部　植物性生産品	
第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	
○六・○一―○六・○四	生産において使用される第六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第七類　食用の野菜、根及び塊茎	
○七・○一―○七・一四	生産において使用される第七類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	
○八・○一―○八・一四	生産において使用される第八類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料	
○九・○一	ＣＴＳＨ又は 配合
○九○二・一○―○九○二・二○	生産において使用される第○九○二・一○号及び第○九○二・二○号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
○九○二・三○―○九○三・○○	ＣＴＳＨ又は 配合
○九・○四―○九・一○	ＣＴＳＨ又は 配合、破砕若しくは粉砕